

暴力団等の排除に関する特記仕様書

川越町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年要綱第 4 号）（以下「措置要綱」という。）に基づき、次のとおり定めるものとする。

1 用語

この特記仕様書において使用する用語は措置要綱において使用する用語の例による。

2 契約の解除について

発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者が暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けた場合の措置については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前項の規定により所轄の警察署に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかに発注者に報告すること。この場合において、発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程が遅れるなど被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

4 その他

上記に掲げるもののほか、町が締結する契約等からの暴力団等の排除に関する措置については、措置要綱に基づくものとする。